

エネルギーに係る受渡決済に関する取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、商品取引債務引受業に関する業務方法書第60条第4項の規定に基づき、同第3条第1号に掲げる市場の上場商品に係る現物先物取引における受渡決済(指定市場開設者が定める申告受渡、受渡条件調整及びADPによる受渡決済を除く。)に関し必要な事項について規定する。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 受方エネルギー先物等清算参加者 受渡品を受領するエネルギー先物等清算参加者をいう。
- (2) 受渡値段 指定市場開設者が定める受渡値段をいう。
- (3) 受渡日 指定市場開設者が定める受渡日をいう。
- (4) 貯蔵所 消防法第2条において規定する危険物を貯蔵する施設のうち、同法第11条の規定に基づき、市町村長等の許可を得た、同法別表に掲げる第1、第2石油類を貯蔵する施設をいう。
- (5) 渡方エネルギー先物等清算参加者 受渡品を引き渡すエネルギー先物等清算参加者をいう。

(受渡品の受渡先の決定方法等)

第3条 受渡品の受渡先となるエネルギー先物等清算参加者の決定方法等は、次のとおりとする。

- (1) 渡方エネルギー先物等清算参加者は、当社が定める荷渡通知書及び受渡明細届出書を、受方エネルギー先物等清算参加者は、当社が定める荷受通知書及び受渡明細届出書を、現物先物取引の各限月取引の納会日(指定市場開設者が定める納会日をいう。)の翌日(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の正午までに当社に提出しなければならない。
- (2) 当社は、前号に規定する荷渡通知書及び荷受通知書を受理したときは、遅滞なくエネルギー先物等清算参加者に、当該通知書の内容を通知するものとする。

- (3) 当社は、受渡条件調整及びADPによることが決定した受渡し以外の受渡しについて、受方エネルギー先物等清算参加者が2名以上あるときは、各受方エネルギー先物等清算参加者が受領する受渡品は、合議、抽選その他当社が定めるところにより割り当てる。
 - (4) 当社は、受方エネルギー先物等清算参加者の引き取るべき受渡品が決定したときは、遅滞なく、その旨を当該受渡しに係る渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者に通知する。
 - (5) 渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者は、連署をもって、第1号に規定する納会日の属する月の最終営業日午後3時30分までに、受渡日、受渡場所、受渡数量、受渡方法及び品質確認書(受渡しに提供する受渡品が受渡供用品に該当することを証する書面として指定市場開設者が定めるものをいう。以下同じ。)の添付の有無等を記載した受渡通知書を当社に差し出さなければならない。
 - (6) 当社は、前号に規定する受渡通知書を受理した後、遅滞なく当該受渡通知書を差し出した渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者に対して、受渡代金等(受渡代金(ガソリンにあつては、受渡数量に応じた揮発油税及び地方揮発油税の税額分を加算した金額とし、軽油にあつては、軽油引取税が課される受渡しを行う場合において、軽油引取税の税額分を加算した金額とする。以下同じ。)及び受渡代金に係る消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)相当額を合算した額をいう。以下同じ。)を通知する。
 - (7) 渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者は、第5号に規定する受渡通知書に記載された内容を変更するときは、受渡日の午後3時30分(休業日にあつては前営業日の午後3時30分)までに、改めて受渡通知書を当社に差し出さなければならない。この場合において、当社は、遅滞なく当該渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者に対して、受渡代金等を再度通知する。
- 2 他社清算参加者であるエネルギー先物等清算参加者が非清算参加者に対して受渡品を割り当てる場合には、当該エネルギー先物等清算参加者があらかじめ定めた抽選その他の方法により公平に行うものとする。

(受渡方法)

第4条 受渡しの方法は、次のとおりとする。

- (1) 渡方エネルギー先物等清算参加者は、受渡日の前営業日の正午までに、出荷依頼書その他の指定市場開設者が定める書類(以下「出荷依頼書等」という。)及び品質確認書(次条の定めに従う。)を当社に差し出さなければならない。
- (2) 受方エネルギー先物等清算参加者は、受渡日の前営業日の正午までに、受渡代金等を当社に差し出し、前号に規定する出荷依頼書等及び品質確認書の交付を受ける。
- (3) 受渡しの方法は、渡方エネルギー先物等清算参加者にあつては指定市場開設者が定める受渡場所におけるタンク渡し(タンクからのローディングアーム渡し、又はホース渡しをいう。)とし、受方エネルギー先物等清算参加者にあつては内航船によるものとする。
- (4) 渡方エネルギー先物等清算参加者は、指定市場開設者が定める受渡単位にかかわらず、受渡しを分割して行いたい旨の申出が受方エネルギー先物等清算参加者からなされたときは、これに応じなければならない。
- (5) 軽油にあつては、渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者は、受渡しが完了するまでに、指定市場開設者が定める軽油受渡当事者確認書を当社に差し出さなければならない。
- (6) 受方エネルギー先物等清算参加者は、受渡日から起算して3日後(休業日を除外する。以下日数計算において同じ。)の午後3時30分までに、当社が定める受渡完了通知書を提出しなければならない。この場合において、受方エネルギー先物等清算参加者は、受渡完了通知書を、荷役協定書の写し又は納品書の写し等、受渡しが確実に完了したことを証する書面(以下「協定書等」という。)に基づき作成するとともに、当該協定書等を保存し、当社の求めに応じて、当該協定書等を提出するものとする。
- (7) 当社は、前号に規定する受渡完了通知書が提出された場合には、その提出の日の翌日の正午までに、渡方エネルギー先物等清算参加者に対して受渡代金等を支払う。ただし、午後3時30分を超えて当社に提出されたものについては、当該提出の日の翌日に提出されたものとして取り扱う。
- (8) 受渡通知書に記載されている受渡数量と受渡品の量目との間に過不足が生じた場合(指定市場開設者が定める許容限度の範囲内に限る。)には、受方エネルギー先物等清算参加者は、当月限最終受渡日から起算して3日後の午後3時30分までに当該過不足に係る数量を当社に報告するものとし、当社は、次のa及びbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定めるところにより当該過不足に係る

受渡代金等の調整を行う。

a 受渡品の量目が増量した場合

(a) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、増量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者の双方に対してこれを通知する。

(b) 受方エネルギー先物等清算参加者は、当月限最終受渡日から起算して5日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、受方エネルギー先物等清算参加者より差し出された日の翌日の正午までに渡方エネルギー先物等清算参加者に支払う。

b 受渡品の量目が減量した場合

(a) 当社は、受渡完了通知書の提出又は過不足数量に係る報告がなされた日に、減量分について、受渡値段をもって受渡代金等の算出を行い、渡方エネルギー先物等清算参加者及び受方エネルギー先物等清算参加者の双方に対してこれを通知する。

(b) 渡方エネルギー先物等清算参加者は、当月限最終受渡日から起算して5日後の正午までに当該金額を当社に差し出し、当社は、渡方エネルギー先物等清算参加者より差し出された日の翌日の正午までに受方エネルギー先物等清算参加者に支払う。

(9) 前2号に定める金銭の授受は、次のa及びbに定めるところにより行うものとする。

a 金銭を支払う清算参加者は、当社が指定する銀行のうちから清算参加者が選定した銀行(以下「受渡決済銀行」という。)に口座を設け、当該口座から当該受渡決済銀行に設けられた当社名義の口座に振り込むものとする。

b 金銭を受領する清算参加者は、受渡決済銀行に口座を設け、当該口座において受領するものとする。

(品質確認書)

第5条 渡方エネルギー先物等清算参加者は、受渡場所のうち貯蔵所(消防法第2条において規定する危険物を貯蔵する施設のうち、同法第11条の規定に基づき、市町村長等の許可を得た、同法別表に掲げる第1、第2石油類を貯蔵する施設をいう。)において受渡しを行う場合であって、受方エネルギー先物等清算参加者か

ら品質確認書の添付を要請されたときには、当社が定めるところによりこれに応じなければならない。

(内航船の手配)

第6条 第4条第3号に規定する内航船は、渡方エネルギー先物等清算参加者が手配する場合を除き受方エネルギー先物等清算参加者が手配するものとする。この場合において、受方エネルギー先物等清算参加者は、受渡場所の定める入港許可基準に合致した内航船を手配しなければならない。

- 2 受方エネルギー先物等清算参加者は、内航船の手配が完了したときは、速やかに渡方エネルギー先物等清算参加者に対し、その旨を通知しなければならない。
- 3 渡方エネルギー先物等清算参加者は、受方エネルギー先物等清算参加者から前項の通知を受けたときは、受方エネルギー先物等清算参加者が当該受渡場所の定めに従って行う一切の手続きについて、受渡日までに完了するよう協力しなければならない。

(受渡日の指定)

第7条 受渡日は、原則として受方エネルギー先物等清算参加者が指定することができる。ただし、渡方エネルギー先物等清算参加者の一の委託者等又は自己の計算による受渡しの枚数が30枚を超える場合には、受渡しの当事者間で調整の上、受渡日を決定するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、受渡しの当事者間で調整の上、受渡日を決定するものとする。
 - (1) 内航船の入港について受渡場所の許可が得られないとき。
 - (2) 港内施設の使用状況等により、受渡しを行うことについて受渡場所の許可が得られないとき。
 - (3) 第10条に定める受渡しの当事者の責めに帰することができない事由が生じたとき。

(渡方エネルギー先物等清算参加者の責任範囲)

第8条 受渡しにおける渡方エネルギー先物等清算参加者の責任の範囲は、出荷ホースの先端フランジと内航船のマニホールドフランジの接続点を受渡品が全量通過するまでとする。

(受渡諸費用の負担)

第9条 受渡諸費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 受渡時に発生する検査、検量及び積込み作業等に要する費用は、渡方エネルギー先物等清算参加者の負担とする。
- (2) 内航船の手配に要する費用は、受方エネルギー先物等清算参加者の負担とする。
- (3) 品質確認書を発行するために要する費用は、渡方エネルギー先物等清算参加者の負担とする。
- (4) その他商品取引債務引受業に関する業務方法書その他の規則に定めのない費用の負担は、受渡しの当事者が合議の上決定するものとする。

(受渡不能時の処理)

第10条 受渡決済において、受渡しの当事者の責めに帰することができない事由(次の各号に掲げる場合をいう。)により、受渡日に受渡し(当該事由が発生する以前に、受渡しにおける受渡品、受渡条件等が当社に提出されていたものに限る。)が行われなかったときは、当該受渡しに係る限月取引における受渡日の期間内又は当社が認める期間内において、受渡しの当事者で協議のうえ、改めて受渡日を設け、受渡しを行うものとする。ただし、これにより受渡しを行うことが不可能又は非効率的であると当社が認める場合には、指定市場開設者が定める受渡値段をもって清算することにより、受渡しが終了したものとみなす。

- (1) 天災地変、戦争、暴動等により受渡場所の出荷業務が行えない場合
 - (2) 内航船事故の場合
 - (3) 受渡場所における船内荷役ストライキ若しくは沿岸荷役ストライキ又は公共機関による入出港停止等の措置が講じられた場合
 - (4) 船長が事故防止のために荷役を中止又は中断する必要があると判断した場合
 - (5) 法令、行政処分等により受渡しが履行できなくなった場合
 - (6) その他やむを得ない事由として当社が認める場合
- 2 軽油にあつては、指定市場開設者が定める受渡当事者たる資格を失った場合は、指定市場開設者が定める受渡値段をもって清算することにより、受渡しが終了したものとみなす。

3 受渡しの当事者は、前2項の処理について異議の申立てをすることができない。

(故障の申立て)

第11条 受方エネルギー先物等清算参加者は、受渡品について、量目不足、不純物の混入、水の混入又は品質が、指定市場開設者が定める受渡供用品の基準に満たない等の故障があると当社が認める場合には、受渡日の翌日の午後5時までに当社の定める書面をもって、当社及び渡方エネルギー先物等清算参加者に対し、故障の申立てをすることができる。

(故障受渡品の処理)

第12条 当社は、前条の規定による故障の申立てを受けたときは、その申立事項に係る必要な調査を行うものとする。この場合において、当社は、揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第16条の2に規定する登録分析機関に検査を依頼することができる。

- 2 当社は、前項の規定による調査の結果、故障がないと認めるときは当該申立てを却下し、故障があると認めるときは、次のとおり処理を行うものとする。
- (1) 受渡品の量目が、指定市場開設者が定める許容限度を超えて減量したときは、渡方エネルギー先物等清算参加者に対し、その全減量について受渡値段により算出した金額を値引きさせて、受渡しを結了させる。
 - (2) 故障の程度が軽微で、値引きによって、受渡しを結了させても支障がないと認めるときは、当社の定める値引金額によって、受渡しを結了させる。
 - (3) 故障の程度が甚だしく、受渡しに適さないと当社が認めるときは、その決定した日の翌日から起算して5日以内に、渡方エネルギー先物等清算参加者をして、代品を提供させて受渡しを結了させる。
 - (4) 渡方エネルギー先物等清算参加者が前号の規定による代品の提供をしないとき、又は代品を提供しても故障の程度が甚だしく、受渡しに適しないと当社が認めるときは、最初からその提供がなかったものとみなす。
- 3 当社は、前項の規定により故障の処理を決定したときは、遅滞なく、その旨を受渡しの当事者に通知するものとする。この場合において、当該受渡しの当事者は、その決定に従わなければならない。

(故障処理に要した費用の負担)

第13条 前条の規定による故障処理に要した費用の負担は、次のとおりとする。

- (1) 調査の結果、故障の申立てが却下されたものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、受方エネルギー先物等清算参加者の負担とする。
- (2) 前条第2項第1号及び第2号の規定により値引きによって受渡しをさせるもの若しくは同項第3号の規定により代品を提供して受渡しをさせるものについては、検査手数料及びその他調査のために要した実費は、渡方エネルギー先物等清算参加者の負担とする。

(遅滞金)

第14条 第12条第2項第3号の規定により代品を提供して受渡しを結了した渡方エネルギー先物等清算参加者は、その代品分について、受渡代金(ガソリンにあつては揮発油税及び地方揮発油税、並びに軽油にあつては軽油引取税の税額分を除く。)に100分の1を乗じて得た金額に相当する遅滞金を当社に差し出さなければならない。

2 当社は、前項の規定による遅滞金を受け取ったときは、遅滞なく、これを受方エネルギー先物等清算参加者に交付するものとする。

(故障の申立て等の取下げ)

第15条 受方エネルギー先物等清算参加者は、第11条の規定による故障の申立てを行った後に受渡しの当事者間でその取下げに合意したときは、書面をもってその旨を当社に申し出ることにより、これを取下げることができる。この場合において、第12条第1項の規定による検査に係る費用が既に発生している場合には、受方エネルギー先物等清算参加者がこれを負担する。

(受渡しに係る手続きの方法)

第16条 第3条及び第4条に規定する手続きは、原則として、当社が設置する電子計算機等を利用したシステムにより行うものとする。

(臨機の処置)

第17条 受渡しに関し、商品取引債務引受業に関する業務方法書その他の規則に定めのない事態又は不測の事態が生じた場合にあっては、受渡しの当事者は、その

合議により処理するものとする。

付 則

この要領は、令和2年7月27日から施行する。